

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

役員並びに評議員選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会の定款第19条及び定款第7条の規定による役員並びに評議員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(役員を選出区分)

第2条 理事は、民生委員児童委員の代表者1名、関係行政機関の職員1名、次の各号の中から各町1名とし、理事会に置いて理事選任（案）を決定し、評議員会の決議によって選任する。

- (1) 社会福祉事業を経営する法人等の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (5) 社会福祉団体の代表者
- (6) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待できる者

2 監事は、他の役員との親族等の関係がなく当該社会福祉法人に係わる事業を行っていない者とし、次の各号の中から評議員会において選任する。

- (1) 計算関係書類及び財産目録等を監査できる者
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者である者

3 理事及び監事は職員、評議員を兼ねることはできない。

4 理事及び監事が、任期中に死亡、転出、個人の意思等の理由で欠員が生じたときは、速やかに評議員会において選任し、会長が委嘱する。

(評議員の選出区分)

第3条 評議員は、社会福祉事業を経営する団体の代表者1名、ボランティア活動を行う団体の代表者1名、次の各号の中から厳原町3名、美津島町2名、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町から、それぞれ1名ずつとし、理事会が候補者名簿を提案し、評議員選任解任委員会において決議を得て委嘱する。

- (1) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (2) 地域の関係団体の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待できる者

- 2 評議員が、任期中に死亡、転出、個人の意思等の理由で欠員が生じたときは、速やかに理事会が候補者名簿を提案し、評議員選任解任委員会において決議を得て委嘱する。

(変 更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月1日より施行する。ただし合併後第1期目の役員並びに評議員についてはこの限りではない。
- 2 この規程は、平成29年3月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。